

登園許可書

年 月 日

厚生労働省のガイドラインに準じて、下記の登園基準をご確認いただき、診断を受けてください。  
この用紙は、受診の際、医師に記入を依頼して下さい。ご協力をお願い致します。

〈主な感染症の登園基準〉

病名	感染可能期間	登園基準
インフルエンザ (インフルエンザ様症状を含む)	発症前24時間～発症後3日まで (1週間程度は注意が必要)	発症後最低5日間かつ解熱後3日を経過するまで ※発症日・解熱日は0日
百日咳	咳出現後2週間以内が感染大 抗菌薬内服後7日まで	特有の咳が消失、又は5日間適正な抗菌性 物質製剤による治療が終了するまで
麻疹(はしか)	発症1～2日前～発疹出現後4日間	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前～耳下腺の腫れ後4日後 まで	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫れが発現後5 日を経過、かつ全身状態が良好になるまで
風疹(三日はしか)	発疹出現7日前～後7日間	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	発疹出現1～2日前～かさぶた形成まで	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血等の症状が出現した数日間	主症状が消え2日を経過するまで
流行性角結膜炎	充血・目やに等の症状が出現した数日 間	医師が感染の恐れがないと認めるまで (結膜炎症状が消失してから)
腸管出血性大腸菌感染症	原因は細菌なので、発症中の人がいれ ばいつでも感染可能期間になりえる。	医師が感染の恐れがないと認めるまで

～ 切り取らないでください ～

登園許可証明書

- 東大井かがやき保育園 施設長殿
- 鮫洲かがやき保育園 施設長殿

※ 保育園は乳幼児が長時間集団生活する場です。感染の流行を予防する観点から、厚労省のガイドラインに準じ、集団での保育が可能な状態になってからの登園であるようにご配慮下さい。

園児名

病名

診察の結果、集団生活に支障がない状態になったので、年 月 日より  
登園可能と判断します。

診断日 年 月 日

医療機関所在地

病院名

医師氏名

印